証券コード：9165

第32期

定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催日時

2024年９月26日（木曜日）
午後１時（受付開始：午後０時）

開催場所

大阪市中央区難波５丁目１番60号
スイスホテル南海大阪　８階　白鳥の間

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役７名選任の件
第3号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
第4号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

目　　次

第32期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 5
計算書類…… 22
監査報告…… 24
株主総会参考書類…… 29

株式会社クオルテック

証券コード　9165
（発送日）2024年９月10日
（電子提供措置の開始日）2024年９月　4日

株　主　各　位

堺市堺区三宝町四丁２３０番地
株式会社クオルテック
代表取締役社長
社長執行役員　山　口　友　宏

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

また、このたびの令和６年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第32期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.qualtec.co.jp/irsite/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、IRニュースからご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クオルテック」又は「コード」に当社証券コード「9165」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年９月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　2024年９月26日（木曜日）午後１時（受付開始：午後０時）

2．場　　所　大阪市中央区難波５丁目１番60号
スイスホテル南海大阪　８階　白鳥の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第32期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年９月26日（木曜日）
午後１時（受付開始:午後０時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで



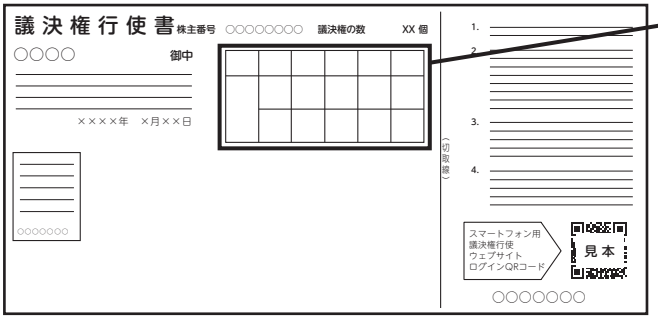
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３、４号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

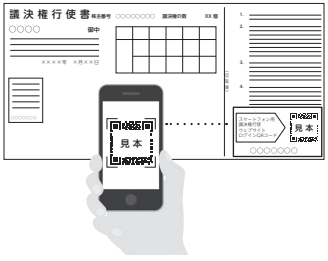
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は１回に限り可能です。

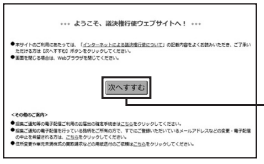
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

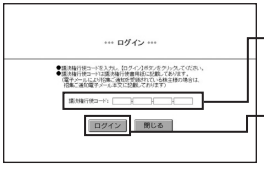
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00〜21:00）

事　業　報　告

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症により引き起こされたパンデミックの脅威から脱し、当社を取り巻く様々な環境はパンデミック前の状況にまで回復しております。急激な為替変動や物価上昇圧力の高まりなどの景気下押し要因がある中で、政府による雇用対策や所得環境改善の経済刺激策が実施され、また観光業やサービス業を中心とした活況も見られ、相対的に景気回復は進んでいるものと思われます。一方、国際情勢では、米中貿易摩擦や未だ収束しない地政学リスクは解消せず、不確実性は依然として高く、先行きが見通しにくい状況が続いております。

当社の主要顧客が属する自動車業界は、環境問題への対応として掲げられたカーボンニュートラルの目標達成に向けた自動車の電動化（EV、PHV、HV等）が進められております。電動自動車には多くのパワー半導体が実装されるため、電動化が進むにつれ、パワー半導体需要は急増するものと考えられます。また、半導体メーカーはより高効率なパワー半導体を開発するため、シリコンカーバイド（SiC）をはじめとした新しい素材による半導体を開発する潮流となっております。

このような状況で、当社の主力事業である信頼性評価事業では、分析・解析分野と断面研磨分野において受注が好調に推移し、全社の業績を牽引しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高3,623,929千円（前期比10.7％増）、営業利益381,323千円（同25.3％増）、経常利益366,679千円（同24.1％増）、当期純利益270,042千円（同28.5％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（信頼性評価事業）

信頼性評価事業では、主に分析・解析、環境試験、断面研磨、パワーエレクトロニクス評価の分野に分かれます。

分析・解析分野では、従来の検査機器より高度な分析・解析が可能な機器の稼働が高位で推移しました。環境試験分野においては、恒温恒湿試験を始めとする多くの試験種で堅調な業績推移となりました。断面研磨分野では、研磨技術の向上による付加価値の創造や、作業完了までの工程の効率化を図ることで顧客ニーズへの対応力を強化し、多くの受注を効率よく処理することを可能としたことで、好調な業績推移となりました。パワーエレクトロニクス評価分野では、半導体開発の端境期により一時的に受注が伸び悩みましたが、それをカバーする受注を獲得することで前事業年度を上回る業績となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高3,195,273千円（前期比11.2％増）、営業利益984,639千円（同24.1％増）となりました。

（微細加工事業）

微細加工事業では、試作品加工における顧客ニーズへの対応力を強化したことや、信頼性評価事業部門とのコラボレーション案件の受注が伸びたことで、前事業年度を上回る業績となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高277,266千円（前期比13.3％増）、営業利益98,759千円（同221.1％増）となりました。

（その他事業）

その他事業では、表面処理加工事業において、主要顧客からの安定的な受注により堅調な業績推移となり、ゼロ・イノベーション事業においては、コンサルティングサービスや装置等に使用する消耗部材の販売等が堅調に推移し業績を押し上げました。一方で、バイオ事業ではコロナ禍で好調であったペット購買需要が顕著に減衰したことによる遺伝子検査の受注低迷や、競合他社の参入により価格競争局面に入ったことが影響し、業績を押し下げました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高151,389千円（前期比2.5％減）、営業利益11,975千円（同67.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における当社の設備投資の総額は398,899千円であり、主なものは分析・試験設備等の取得であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年７月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場することに伴い、2023年６月23日及び2023年７月７日開催の取締役会において、公募増資による新株式発行を決議し、2023年７月27日付で250,000株の新株式を発行し、584,200千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 29 期 (2021年６月期)	第 30 期 (2022年６月期)	第 31 期 (2023年６月期)	第 32 期 (当事業年度) (2024年６月期)
売上高 (百万円)	1,475	3,155	3,274	3,623
経常利益 (百万円)	55	339	295	366
当期純利益 (百万円)	63	327	210	270
１株当たり当期純利益 (円)	30.42	155.94	100.04	115.79
総資産 (百万円)	3,284	3,397	3,177	4,140
純資産 (百万円)	1,918	2,246	2,380	3,155
１株当たり純資産額 (円)	913.69	1,069.97	1,133.51	1,342.97

（注）１．当社は、2023年３月１日付で普通株式及びＡ種種類株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

２．Ａ種種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額の算定の際には、発行済株式総数及び期中平均発行済株式数に含めております。

３．当社は、Ａ種種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年４月３日付で全てのＡ種種類株式を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種種類株主にＡ種種類株式１株につき普通株式１株を交付しております。当社が取得した当該Ａ種種類株式の全てについては、2023年４月14日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は2023年４月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更を行い、Ａ種種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

４．2021年６月15日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月15日から６月30日に変更しました。従って、第29期は、決算期変更により2020年12月16日から2021年６月30日までの６ヶ月16日間となっております。

５．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

信頼性評価と微細加工の技術を進化させ、表面処理・実装・パワー半導体の分野における技術開発と能力向上を推進し、未来品質の創造に貢献するという経営基本方針を掲げる当社が、持続的な企業価値の向上を図るうえで、対処すべき課題として認識している事項は以下のとおりであります。

①自動車業界以外の柱となる業界の開拓

当社の主要事業である信頼性評価事業においては、特に自動車業界に属する特定顧客への売上割合が高い状況です。今後は、同事業におけるパワーサイクル試験や断面研磨、分析・解析の分野において特定顧客への依存度を低減するための水平方向の拡販活動や、微細加工事業においてヘルスケア分野への進出による事業規模拡大を図ること等により特定顧客への売上割合の低減を図ってまいります。

②設備の増強

顧客が取組む新規開発には、様々な試験、分析が繰り返し行われます。近年はより高度な試験、検査のニーズが高まっております。また、半導体需要の増加に伴う試験、検査需要の増加に対応すべく、効率化の重要性が更に増すと考えております。これに対応するため、設備の増強による生産性向上、最新設備への切り替えを適宜行うことにより、より高度な顧客ニーズへの対応を図ってまいります。

③技術力の向上

顧客の新規開発フェーズでは、様々な困難に直面する場面が多くあり、その困難を共に解決する技術力を高める必要があると考えております。これまでの経験により蓄積された見識による技術力に加え、新たな試験や検査への取組みでより知見を深め、更なる技術力の向上を続けてまいります。

④新規事業の醸成

当社は、2023年12月14日付でPatentix株式会社（本社：滋賀県草津市、代表取締役社長：衣斐　豊祐）と資本業務提携に関する合意書を締結し、これを足掛かりに更なる事業領域の拡大を図るべく、半導体製造分野への進出を図ってまいります。

⑤優秀な技術者の採用及び育成

当社では、優秀な技術者の採用と育成が事業成長に必要不可欠であると認識しております。昨今の技術者の採用市場における獲得競争は更に激化しており、人材確保には厳しい状況が続くものと予想されますが、引き続き積極的な採用活動を進めてまいります。併せて、採用後も高いモチベーションを維持しながら安心して働くことができる労働環境づくりに取り組んでまいります。

⑥営業体制の強化

当社の継続的な事業成長には、既存顧客のニーズを的確に把握するための信頼関係強化に加え、当社の技術力を必要とする新しい市場の開拓、拡大が必要であると認識しております。そのため、既存顧客の高度なニーズへの迅速な対応が可能な体制の強化、営業本部を中心としたマーケティングリサーチによる効果的な販売戦略立案、新規に営業所を開設した九州地区や同業他社空白地域への積極的な拡販活動、当社の技術力を広くアピールするためのホームページ上やメディアへの露出増進、展示会への積極的な出展等の活動を行い、新規顧客の開拓に取り組んでまいります。

⑦情報セキュリティの強化

当社では、技術や営業に関する情報、取引先の重要情報など多くの情報を取扱っており、情報セキュリティの強化が重要であると認識しております。

情報セキュリティに関する規程等を策定し、情報セキュリティ委員会を通じて、情報資産の機密性、完全性、可用性の視点から情報セキュリティの維持、向上の取組みを行うなど、これら情報資産の流出や外部からの攻撃の対応策を徹底し、情報資産の毀損による損害の防止や取引先からの信頼に応えるべく、情報セキュリティの強化を継続的に図り、万全な防御体制の構築を進めてまいります。

⑧内部管理体制の強化

当社は、より一層の事業拡大を進めるうえで、また上場企業としての責務を果たすため、内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。上場以降進めている、バックオフィス業務の効率化を図るための業務改革や、事業運営上のリスクの把握と管理をより適切に行う強固な内部管理体制を維持し、引き続きコンプライアンスを重視した経営管理体制を敷くことで経営の公平性や透明性を確保いたします。

(5) 主要な事業内容（2024年６月30日現在）

事業区分	事業内容
信頼性評価事業	電子部品等に対する環境試験、電気試験、振動試験等からなる信頼性評価試験、良品・不良解析、試験素材切断と切断面の研磨加工、試験機製造販売等
微細加工事業	ビルドアップ基板やフレキシブルプリント基板等に対する試作・量産レーザ加工
その他事業	遺伝子検査を通じた、犬・猫遺伝子疾患の原因遺伝子変異の検出サービスや、バイオ医療関連製品（包装材料、シリンジなど）の受託検査を行うバイオ事業、各種コンサルティングのゼロ・イノベーション事業、表面処理技術事業

(6) 主要な営業所及び工場（2024年６月30日現在）

本社	堺市堺区
名古屋品質技術センター	愛知県豊明市
東京営業所	東京都大田区

(7) 従業員の状況（2024年６月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
242名（31名）	20名増（４名増）

（注）従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員（　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	120百万円
株式会社紀陽銀行	47

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年７月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

2．株式の状況（2024年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　8,400,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,350,000株

（注）当社は、2023年７月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。
これに伴い、2023年７月27日付で公募増資による新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は250,000株増加しております。

(3) 株主数　　2,959名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
志方廣一	940,200株	40.01%
ＣＢＣ株式会社	180,000	7.66
野村信託銀行株式会社（投信口）	34,500	1.47
野村證券株式会社	24,200	1.03
谷口精治	21,300	0.91
井原伸介	20,000	0.85
ＪＰモルガン証券株式会社	18,400	0.78
田村光司	18,000	0.77
重久貴子	16,700	0.71
楽天証券株式会社	14,500	0.62

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	山口　友宏	
取締役執行役員	大江　準三	名古屋品質技術センター所長　研究開発部　兼　名古屋品質技術センター管掌
取締役執行役員	志方　哲明	営業部管掌 ＳＧＳクオルテック株式会社　取締役
取締役執行役員	池田　康稔	管理本部本部長　管理本部管掌
取締役	石田　智也	
取締役	冨田　和之	トーカロ株式会社　社外取締役 公益財団法人大阪産業局　MOBIO事業部　技術アドバイザー
常勤監査役	藤田　昌伸	ＳＧＳクオルテック株式会社　監査役
監査役	越本　幸彦	弁護士法人御堂筋法律事務所　パートナー 医療法人熊愛会　監事
監査役	古谷　礼理	古谷公認会計士事務所所長 株式会社総医研ホールディングス　社外監査役

(注) 1．取締役　石田智也氏及び冨田和之氏は、社外取締役であります。
2．監査役　越本幸彦氏及び古谷礼理氏は、社外監査役であります。
3．監査役　古谷礼理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
① 2023年９月26日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって、取締役　長瀬隆洋氏は任期満了により退任いたしました。
② 2023年９月26日開催の第31期定時株主総会において、池田康稔氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5．当社は、社外取締役　石田智也氏及び冨田和之氏並びに社外監査役　越本幸彦氏及び古谷礼理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離による迅速かつ効率的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。2024年６月30日現在の執行役員は、取締役兼任者を含め以下の６名であります。

地　　位	氏　　名	担　　当
代表取締役社長 社長執行役員	山口　友宏	
取締役執行役員	大江　準三	名古屋品質技術センター所長　研究開発部　兼　名古屋品質技術センター管掌
取締役執行役員	志方　哲明	営業部管掌
取締役執行役員	池田　康稔	管理本部本部長　管理本部管掌
執行役員	光﨑　尚利	品質サポート室室長　兼　バイオ事業部部長　レーザ加工部　兼　バイオ事業部　兼　ゼロ・イノベーション部管掌
執行役員	酒井　信治	品質技術本部本部長　品質技術本部管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間において、任務を怠ったことによる同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為を起因として、当該保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年9月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ．報酬の基本的な考え方

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、以下を基本的な考え方とする。

・企業価値向上に向け、経営陣の経営責任を明確にするものであること
・業績向上へのインセンティブに資するものであること
・報酬の決定プロセスは指名・報酬委員会による透明性・客観性の高いものであること

ロ．報酬及び方針の決定方法

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬は指名・報酬委員会の助言、提言を受け取締役会が、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬の水準につきまして、当社業績を踏まえ、他社水準及び当社従業員給与とのバランス等を考慮し、適宜見直しを図りながら指名・報酬委員会の助言、提言を受け、決定しております。

個人別の報酬額については、事業年度終了後、指名・報酬委員会（社外取締役委員長、社外取締役委員、代表取締役委員の３名）による全役員の面談を実施し、前期取組実績、事業課題認識、資質等の確認を行い、その結果と全社業績並びに他社水準等を踏まえ、代表取締役社長が個人別報酬案を指名・報酬委員会に提案し、社外取締役委員長及び委員とともに審議したうえで、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定し、月額報酬として支給されます。

なお、当社は業績連動報酬体系を採用しておらず、取締役及び監査役ともに固定報酬及び役員退職慰労金により構成されております。

なお、当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更する決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該変更後の決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ａ．基本方針

取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能する内容とすること、各人の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針として決定する。業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等、役員退職慰労金により構成し、社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

ｂ．基本報酬に係る決定方針

取締役の基本報酬は、前年度業績と各人に与えられた職責に応じて決定する。

ｃ．業績連動報酬等に係る決定方針

業務執行取締役に対する業績連動報酬等は、全社業績と個人業績で構成されており、全社業績に係る業績指標は売上高及び営業利益とする。当該指標を選択した理由は当社が成長期であり、事業拡大を目指していることによります。取締役会決議により定められた各事業年度の業績指標につき、各事業年度におけるその目標の達成度及び各人（役位ごと）の貢献度に応じて、指名・報酬委員会の審議を経て決定する。なお、業績連動報酬等は、基本報酬とあわせ、株主総会決議により定められた取締役に対する金銭報酬総額の上限範囲内で、金銭報酬として支払う。

ハ．株主総会決議の内容

取締役の報酬限度額は、2023年９月26日開催の第31期定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額20,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち社外取締役２名）であります。

監査役の報酬限度額は、2023年９月26日開催の第31期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	60,264	48,600	8,200	3,464	－	4
監査役（社外監査役を除く）	7,875	7,650	－	225	－	1
社外取締役	10,430	10,430	－	－	－	2
社外監査役	7,740	7,740	－	－	－	2

(注) 1．2023年9月26日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名につきましては、無報酬であったため上表には含まれておりません。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、2023年９月26日開催の第31期定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額20,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち社外取締役２名）であります。
4．監査役の報酬限度額は、2023年９月26日開催の第31期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5．業績連動報酬等は全社業績と個人業績で構成されており、全社業績に係る業績指標は売上高及び営業利益であり、その実績は損益計算書の記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は当社が成長期であり、事業拡大を目指していることによります。当社の業績連動報酬等は、上場企業を対象とした外部調査等による検証を通じ、同規模の企業群と比較して適正水準となるように設計しており、業績の達成度に応じて算定しております。
なお、2024年２月７日に公表しました「2024年６月期通期業績予想の修正及び役員賞与の減額に関するお知らせ」に従い、全社業績に係る報酬は標準額から50％の減額を実施しております。
6．上表の業績連動報酬等につきましては、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
7．上表の役員退職慰労金につきましては、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額であります。
8．取締役会は、代表取締役社長社長執行役員山口友宏氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が

その妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役冨田和之氏は、トーカロ株式会社の社外取締役及び公益財団法人大阪産業局のMOBIO事業部技術アドバイザーであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役越本幸彦氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー及び医療法人熊愛会の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役古谷礼理氏は、古谷公認会計士事務所の所長及び株式会社総医研ホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　石田　智也	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席しました。 グローバルな視点での経営マインドを有しており、当社の経営に対して適切な監督、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督を担っております。
取締役　冨田　和之	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席しました。 大手製造会社における開発など豊富な経験と専門的な見識を兼ね備えており、当社の経営の意思決定においてその妥当性・適正性を確保する役割を担っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督を担っております。
監査役　越本　幸彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席しました。 弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、取締役会において、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営を監視しております。また、監査役会において、主要な検討事項として、常勤監査役からの監査役活動内容の報告、重要事項の協議・決議を行うほか、取締役との面談及び意見交換を実施しております。
監査役　古谷　礼理	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席しました。 公認会計士としての専門的見地及び証券会社の公開引受部で長年、株式公開指導を行ってきた経験を活かし、取締役会において、経営の監査・監督の強化に寄与しております。また、監査役会において、主要な検討事項として、常勤監査役からの監査役活動内容の報告、重要事項の協議・決議を行うほか、取締役との面談及び意見交換を実施しております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,918千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公募増資による新株式発行に伴うコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,894,005**	**流動負債**	**689,111**
現金及び預金	1,902,763	買掛金	1,087
受取手形	9,430	短期借入金	120,000
電子記録債権	130,051	1年内返済予定の長期借入金	30,000
売掛金	622,153	リース債務	14,611
仕掛品	156,675	未払金	158,392
原材料及び貯蔵品	22,365	未払費用	158,858
前払費用	52,834	未払法人税等	109,600
その他	7,744	契約負債	9,185
貸倒引当金	△10,012	預り金	18,692
固定資産	**1,246,725**	賞与引当金	19,479
有形固定資産	**931,222**	役員賞与引当金	8,200
建物	375,198	その他	41,004
構築物	7,537	**固定負債**	**295,640**
機械及び装置	315,121	長期借入金	17,500
車両運搬具	1,426	リース債務	15,072
工具、器具及び備品	222,188	長期未払金	16,425
リース資産	7,622	退職給付引当金	136,418
建設仮勘定	2,128	役員退職慰労引当金	13,049
無形固定資産	**30,967**	資産除去債務	97,174
ソフトウエア	21,933	**負債合計**	**984,751**
その他	9,033	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**284,535**	**株主資本**	**3,155,978**
投資有価証券	49,999	**資本金**	**392,100**
関係会社株式	0	**資本剰余金**	**1,066,550**
出資金	110	資本準備金	1,066,550
破産更生債権等	0	**利益剰余金**	**1,697,328**
長期前払費用	24,004	利益準備金	14,481
繰延税金資産	169,185	その他利益剰余金	1,682,847
その他	41,236	特別償却準備金	1,955
		別途積立金	23,000
		繰越利益剰余金	1,657,891
		純資産合計	**3,155,978**
資産合計	**4,140,730**	**負債純資産合計**	**4,140,730**

損 益 計 算 書

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,623,929**
売上原価		**2,521,034**
売上総利益		**1,102,895**
販売費及び一般管理費		**721,571**
営業利益		**381,323**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	270	
受取保険金	497	
補助金収入	81	
その他	702	1,555
営業外費用		
支払利息	1,486	
上場関連費用	7,677	
株式交付費	7,022	
その他	13	16,199
経常利益		**366,679**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,256	
保険解約返戻金	8,995	11,251
特別損失		
固定資産除却損	266	
減損損失	4,043	4,310
税引前当期純利益		**373,620**
法人税、住民税及び事業税	121,102	
法人税等調整額	△17,524	103,577
当期純利益		**270,042**

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月26日

株式会社クオルテック
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島　康生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅　潔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クオルテックの2023年７月１日から2024年６月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月28日

株式会社クオルテック　監査役会

常勤監査役　藤田昌伸　㊞

社外監査役　越本幸彦　㊞

社外監査役　古谷礼理　㊞

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元と経営基盤の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案して、安定的に配当することを基本方針としています。

また、当社は2023年７月28日をもちまして、東京証券取引所グロース市場に上場することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申しあげます。

第32期の期末配当につきましては、株主の皆様に感謝の意を表するため、当期の業績を踏まえた普通配当37円に、株式上場記念配当５円を加え、合わせて１株につき42円とさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金42円（うち、普通配当37円、株式上場記念配当５円）といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、98,700,000円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年９月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山口 友宏（やまぐち ともひろ） (1973年11月10日生)	1997年２月　大雅工業株式会社　入社 2004年８月　共栄バルブ工業株式会社　入社 2005年２月　株式会社エコプロ　入社 2005年３月　当社　入社 2017年３月　当社　取締役 2018年12月　当社　専務取締役 2020年４月　当社　代表取締役社長 2022年４月　当社　代表取締役社長　社長執行役員（現任）	－株
2	大江 準三（おおえ じゅんぞう） (1955年７月28日生)	1981年４月　トヨタ自動車工業株式会社（現　トヨタ自動車株式会社）　入社 2014年１月　同社　電子技術統括部　担当部長 2015年７月　同社　常勤嘱託 2020年４月　同社　常勤嘱託（上級嘱託） 2021年12月　当社　顧問 2022年４月　当社　取締役　執行役員 2022年７月　当社　取締役　執行役員　兼　名古屋品質技術センター所長　研究開発部　兼　名古屋品質技術センター管掌（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	志方 哲明（しかた てつあき） (1979年2月1日生)	2002年４月　株式会社エスエスケイ　入社 2013年12月　当社　入社 2018年７月　当社　取締役 2019年５月　当社　取締役副社長　兼 名古屋品質技術センター所長 2021年２月　ＳＧＳクオルテック株式会社 取締役（現任） 2021年３月　当社　代表取締役副社長　兼　名古屋品質 技術センター所長 2022年４月　当社　代表取締役　副社長執行役員　兼 名古屋品質技術センター所長 2022年７月　当社　代表取締役　副社長執行役員　営業 部管掌 2022年９月　当社　取締役　執行役員　営業部管掌 2024年７月　当社　取締役　執行役員　バイオ事業部部 長　環境試験センター　兼　バイオ事業部 兼　ゼロ・イノベーション部管掌（現任） （重要な兼職の状況） ＳＧＳクオルテック株式会社　取締役	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	池田 康稔（いけだ やすとし） (1963年5月24日生)	1987年４月　松下電器産業株式会社（現　パナソニックホールディングス株式会社）　入社 2002年２月　蘇州松下半導体有限公司　董事総会計師 2002年２月　蘇州松下半導体部品有限公司　董事　総会計師（兼任） 2007年５月　パナソニック株式会社（現　パナソニックホールディングス株式会社）　セミコンダクター社 経理部　グローバルマニュファクチャリング　総括 2014年６月　蘇州松下半導体部品有限公司　監査役（兼任） 2016年４月　パナソニックデバイスエンジニアリング株式会社　経理部　部長（兼任） 2019年12月　パナソニック株式会社（現　パナソニックホールディングス株式会社）　インダストリー社　経理部　車載デバイス総括 2019年12月　パナソニックデバイス日東株式会社　監査役（兼任） 2022年４月　当社　管理本部長 2022年９月　当社　執行役員　管理本部本部長　管理本部管掌 2023年９月　当社　取締役　執行役員　管理本部本部長　管理本部管掌（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	※ 志方廣一（しかたひろかず） (1948年7月9日生)	1971年４月　株式会社太洋工作所　入社 1993年１月　株式会社太洋テクノサービス（現　当社）設立　代表取締役 2020年４月　当社　取締役会長 2021年３月　当社　相談役 2023年11月　株式会社やさしいＡＩ研究所　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社やさしいＡＩ研究所　代表取締役	940,200株
6	石田智也（いしだともや） (1956年５月10日生)	1980年４月　トヨタ自動車工業株式会社（現　トヨタ自動車株式会社）　入社 2009年１月　トヨタモーターヨーロッパ株式会社　CFO 2011年６月　愛三工業株式会社　取締役経理部長 2017年６月　同社　代表取締役　副社長執行役員 2020年６月　同社　エグゼクティブアドバイザー 2021年３月　当社　社外取締役（現任） 2021年６月　愛三工業株式会社　フェロー	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石田智也氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に反映し、当社の持続的な企業価値向上を図ることが期待でき、また、当社の経営の意思決定においてその妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	冨田和之（とみたかずゆき） （1958年4月23日生）	1982年４月　松下電器産業株式会社（現　パナソニックホールディングス株式会社）　入社 1999年10月　同社　生産技術本部　部長 2004年１月　パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社　要素技術開発センター所長 2007年７月　パナソニックエコテクノロジーセンター株式会社　代表取締役社長 2015年10月　パナソニックＥＴソリューションズ株式会社　代表取締役社長 2017年４月　独立行政法人中小企業基盤整備機構　近畿本部　クリエイション・コア東大阪　チーフインキュベーションマネージャー 2021年６月　トーカロ株式会社　社外取締役（現任） 2022年４月　公益財団法人大阪産業局　MOBIO事業部　技術アドバイザー（現任） 2023年４月　当社　社外取締役（現任）	－株
		（重要な兼職の状況） トーカロ株式会社　社外取締役 公益財団法人大阪産業局　MOBIO事業部　技術アドバイザー	
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 冨田和之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大手製造会社における開発など豊富な経験と専門的な見識を兼ね備えており、当社の経営の意思決定においてその妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

(注)　1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．志方廣一氏は、当社の大株主であります。
3．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4．石田智也氏及び冨田和之氏は、社外取締役候補者であります。
5．石田智也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年６ヶ月となります。
6．冨田和之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年５ヶ月となります。
7．当社は、石田智也氏及び冨田和之氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8．当社は、石田智也氏及び冨田和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為を起因として、当該保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬等」及び「役員退職慰労金」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記２.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益･リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2023年９月26日開催の第31期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額150,000千円以内（うち社外取締役については年額20,000千円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とは別枠で、本制度による新たな業績連動型株式報酬を、2025年６月末日で終了する事業年度から2027年６月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです（ただし、下記２．（２）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告４．会社役員の状況（５）取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものとなっています。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案が原案どおりに承認可決されることを条件として、第４号議案に記載のとおり役員退職慰労金制度を廃止することを予定しております。また、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は４名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（１）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）
②	対象期間	2025年６月末日に終了する事業年度から2027年６月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間３事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金78,000千円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり23,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（２）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金78,000千円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（３）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を５事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金26,000千円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場

合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり23,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

【ご参考】変更後の決定方針

1．基本方針

取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能する内容とすること、各人の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針として決定する。業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、業績連動型株式報酬により構成し、非業務執行取締役（非常勤取締役及び社外取締役）の報酬は基本報酬のみとする。

2．基本報酬に係る決定方針

取締役の基本報酬は、前年度業績と各人に与えられた職責に応じて決定する。

3．業績連動報酬に係る決定方針

業務執行取締役に対する業績連動報酬は、取締役会決議により定められた各事業年度の業績指標につき、各事業年度におけるその目標の達成度及び各人（役位ごと）の貢献度に応じて、指名・報酬委員会の審議を経て決定する。

なお、業績連動報酬は、基本報酬とあわせ、株主総会決議により定められた取締役に対する金銭報酬総額の上限範囲内で、金銭報酬として支払う。

4．業績連動型株式報酬に係る決定方針

業務執行取締役に対する非金銭報酬等である業績連動型株式報酬は、業績連動部分と従来の役員退職慰労金に代わる非業績連動部分で構成され、当社取締役会決議により定められた株式交付規程に基づき、役位及び業績目標の達成度に応じて付与するポイントの数に応じた当社の普通株式を原則、退任時に交付する。

ポイント付与については、株主総会決議により定められた業務執行取締役に対するポイント総数の上限範囲内で決定する。

5．報酬等割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。下記6.の委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会の答申内容に従い、業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類毎の目安は、以下のとおりとする。（業績指標達成時の基準値）

代表取締役　　基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬等＝60％：14％：26％
取締役　　基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬等＝70％：10％：20％
（注）業績連動報酬は役員賞与、非金銭報酬等は業績連動型株式報酬

6．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役に対し、各取締役の報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の管掌部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は2024年８月30日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第３号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、引き続き在任する取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）４名に対し、本総会の終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。第３号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。

なお、支給の時期は各氏の取締役退任時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は次のとおりであります。（2024年６月30日時点）

氏　　名	略　　歴
山　口　友　宏	2017年３月　当社　取締役 2022年４月　当社　代表取締役社長　社長執行役員（現任）
大　江　準　三	2022年４月　当社　取締役　執行役員　名古屋品質技術センター所長　研究開発部　兼　名古屋技術センター管掌（現任）
志　方　哲　明	2018年７月　当社　取締役 2022年９月　当社　取締役　執行役員　営業部管掌　SGSクオルテック株式会社　取締役（現任）
池　田　康　稔	2023年９月　当社　取締役　執行役員　管理本部本部長　管理本部管掌（現任）

当社の役員退職慰労金制度が適用される常勤監査役につきましては、役員退職慰労金制度廃止に伴い、新たに改訂される退職金制度が適用されるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区難波５丁目１番60号
スイスホテル南海大阪　８階　白鳥の間
TEL 06－6646－1111（代表）



交通	南海電鉄なんば駅	３階北改札より	徒歩約２分
	大阪メトロ御堂筋線なんば駅	南改札より	徒歩約４分
	大阪メトロ千日前線なんば駅	東改札より	徒歩約７分
	大阪メトロ四つ橋線なんば駅	北改札より	徒歩約10分
	阪神なんば線/近鉄難波線大阪難波駅	東改札より	徒歩約７分

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080 www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。